

令和5年度国民健康保険広報事業業務委託仕様書

1 業務の目的

国保税の納期内納付の必要性や減免制度、高額療養費制度など、国民健康保険について周知し、制度の安定的な運営に理解・協力を求めるとともに、予防・健康づくりに関する知識の周知・啓発により、医療費の適正化及び健康長寿の延伸を図る。

2 業務の名称

令和5年度国民健康保険広報事業業務委託

3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日（金曜）まで

4 事業の概要

- (1) 国民健康保険の制度に関する啓発
- (2) 予防・健康づくりに関する啓発

5 契約上限額

- (1) 国民健康保険の制度に関する啓発
契約上限額 5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 予防・健康づくりに関する啓発
契約上限額 15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務委託の内容

県と協議しながら、以下の業務を行う。

テレビコマーシャルやSNS広告等を想定しており、(1)、(2)に示した項目の啓発を行うこととする。項目ごとに啓発の手法が異なっても可とする。

令和4年度に県が作成した動画等の素材を積極的に活用して啓発を行うとともに、新たな動画の制作も含め、予算の範囲内で効果的な啓発が見込める企画を提案すること。

【参考】宮崎県国民健康保険団体連合会YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCV7sGM0wzmJJhFuH3W7iK4w/videos>

(1) 国民健康保険の制度に関する啓発

国民健康保険の被保険者を対象に、国民健康保険に係る次の項目について周知を図り、制度の安定的な運営に理解・協力を求める。

- ① 資格の得喪（R4新規作成:30秒ver.「国保の加入と脱退」）
- ② 医療費と国保税の関係（R4新規作成:30秒ver.「医療費と国保税」）
- ③ 納期内納付と納税相談（R4新規作成:30秒ver.「国保税の納付について」）
- ④ 適正受診（R4新規作成:30秒ver.「適正受診」）
- ⑤ 医療費が高額になったとき
- ⑥ ジェネリック医薬品の活用（R4新規作成:30秒ver.「ジェネリック医薬品」）
- ⑦ 口座振替の推進（R4新規作成:30秒ver.「国保税の口座振替の推進」）
- ⑧ 所得の申告（R4新規作成:30秒ver.「所得の申告」）
- ⑨ 第三者行為（R4新規作成:30秒ver.「第三者行為」）
- ⑩ 保険税の軽減制度（R4新規作成:30秒ver.「国保税の減免措置」）

(2) 予防・健康づくりに関する啓発

健康無関心層が望ましい生活習慣を自然と身につけ、行動変容へとつながっていくよう、定期的な特定健診の受診、適切な運動・食習慣など次の項目について広く県民が目にするような啓発を行う。

- ① 特定健診の受診促進（R4新規作成:15秒ver、30秒ver.「特定健診」、
ラジオドラマ「特定健診（約5分）」）
- ② がん検診（R4新規作成:30秒ver.「がん検診」、
ラジオドラマ「がん検診（約5分）」）
- ③ 食事に関すること（R4新規作成:30秒ver.「へらしおのススメ」、
ラジオドラマ「食事と運動（約5分）」）
- ④ 運動に関すること（R4新規作成:30秒ver.「1日プラス10分」）
- ⑤ 歯科健診（R4新規作成:30秒ver.「お口の健康」）
- ⑥ 適正服薬（R4新規作成:30秒ver.「お薬手帳」）
- ⑦ 感染症予防

7 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、一部に厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、見積書及び実績書等作成の際は、6（1）、（2）のそれぞれの事業費が示せるよう、明確にしておくこと。
- (2) 本企画提案競技はプロポーザル方式で実施し、受託候補者の選定後、企画提案書を踏まえて業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について県と受託候補者で協議の上、仕様書を作成し、協議が調えば契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

(3) 啓発の方法として有効な手法があれば、積極的に提案すること。

ただし、啓発イベントの開催やグッズの作成・配布は行わない。

(4) 毎年5月と10月を健康診査広報月間としているため、同月間においては特定健診の受診につながる広報を集中的に実施できる提案とすること。

(5) 作成した動画及び成果品の電子媒体（PDF等）は、それぞれ1枚のDVDにまとめて編集し、納品すること。

なお、作成した動画は、委託期間終了後も県庁ホームページ等で公開するなど啓発に活用するので、あらかじめ了承の上、企画提案競技に参加すること。

(6) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。

(7) 制作、実施に当たっては、県及び関係機関と十分に連携を取りながら行うこと。

(8) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。